導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

全国的に人口が減少傾向にある中で、本町の人口は大規模な宅地開発や分譲マンションの建設を受け、結婚を契機とした若年層や子育て世代の転入などにより増加を続けており、1980年13,863人であった人口が2023年3月末には33,318人となっている。2040年までは緩やかな人口増加が見込まれるものの、2045年頃から徐々に人口減少に転じることが想定されている。

年齢別人口(三区分)では、0~14歳の年少人口は6,492人(総人口の19.4%)、15~64歳の生産年齢人口は20,610人(総人口の61.4%)、65歳以上の老齢人口は6,443人(総人口の19.2%)となっている。

本町には、これまでの町の発展に大きく貢献してきた、パンや菓子などの食料品製造業、自動車関連、流通卸売業など多種多様な既存企業があり、今後も元気な町を創造・維持するためには、地域産業の育成・活性化により、町内に雇用を創出し、町外からの新たな人の流れを生み出すことで、「しごと」と「ひと」の好循環を創り、持続可能な「まち」の活性化を図ることが必要である。

しかし、近年の中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は厳しさを増しており、従業員の高齢化や人手不足、設備の老朽化等により技術・技能の維持が難しくなり廃業を検討するケースもある。将来的な事業の継続及び発展に向けた人材確保と併せ、慢性的な労働力不足を補完するためにも、新たな設備投資を促進して、生産性向上を図り、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、 中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、中小企業者の生産性向上を図り、本町 経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に30件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営の強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性を向上する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端

設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画の対象区域は、事務所等を置く中小企業者が広く制度を活用できるように町内全域とする。

(2) 対象業種·事業

本計画において対象とする業種は、多様な業種によって構成され、地域経済をけん 引するとともに雇用創出の場となっている町内の中小企業者を広く支援するために、 全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進等多様であるため、労働生産性が年率 3%以上に資すると見込まれる事業全てを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月23日~令和7年7月22日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

- 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項
- (1) 雇用への配慮に関する事項
 - ① 人員の削減を目的とした取り組みについては、計画認定の対象としない。
 - ② 設備導入に伴う新規雇用については、労働生産性の評価にあたって不利にならないよう適切な調整を行ったうえで評価する。
- (2) 計画認定の対象としない事業
 - ① 町税を滞納している者が計画する事業
 - ② 暴力団または暴力団員およびこれらと密接な関係を有する者が計画する事業
 - ③ 公序良俗に反する事業
 - ④ 町長が計画の認定を不適当と認める事業

(3) その他

町は、導入促進基本計画の進捗状況の把握および、中小企業者の先端設備等導入計画の進捗・実施状況の把握に必要な調査を実施する。先端設備等導入を実施しようとする中小事業者は当該調査に協力する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。